

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 9 月 5 日

t a n e C R E A T I V E株式会社

代表取締役 榎 崇斗

問合せ先： 取締役管理部長

川名 洋平

(0259)67-7572

URL

[https://tane-](https://tane-creative.co.jp/)

[creative.co.jp/](https://tane-creative.co.jp/)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を追求するとともに、株主を始め多様なステークホルダーの信頼確保を最重視し、法令・倫理の遵守、迅速な情報開示、取締役会による実効的監督と内部統制強化、リスク管理、人的多様性の活用を通じ、透明性と健全性の高い経営ガバナンスを推進してまいります。

また、地域社会と共生しサステナビリティ課題への主体的対応を行い、継続的な自己改善を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
榎 崇斗	192,000	72.56
榎 珠縁	17,600	6.65
金子 佳史	14,000	5.29
廣瀬 俊三	10,000	3.78
地方創生新潟 2 号投資事業有限責任組合	8,600	3.25
荒木 幸男	8,000	3.02
オーブングループ株式会社	5,800	2.19
金子 光吉	5,000	1.89
創発の蒼 1 号投資事業有限責任組合	2,800	1.06
櫻澤 巧大	800	0.30

支配株主名	榎 崇斗
-------	------

補足説明

榎珠縁氏は、代表取締役榎崇斗氏の配偶者になります。
金子光吉氏は、取締役金子佳史氏の二親等内の血族になります

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、公正かつ適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう対応してまいります。

関連当事者取引等については、関連当事者等取引管理規程を制定し、購入稟議やその他の契約押印

において、管理部の法務・コンプライアンス担当にて関連当事者取引に該当するか否かのチェックを行っております。

また、関連当事者取引一覧表を作成し、契約状況を一元管理しております。関連当事者取引は原則禁止としており、特別な事情により取引を要する場合には取締役会の承認が必要となっております。

なお、年1回の定時取締役会において、関連当事者リストの更新を行い、取引発生についての牽制機能が構築されています。

このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、開発部部長、制作・運営部部長、管理部部長の計3名のクロス監査にて行っております。内部監査計画の策定、往査の実施、内部監査調書・内部監査報告書の作成、改善状況確認、代表取締役社長への報告等の一連のプロセスを実施しております。

監査役監査は、監査役監査計画の策定、取締役会等への出席・意見表明、取締役との面談、監査法人や内部監査担当との面談、会計書類及び重要書類の閲覧、監査報告書の作成等の一連の監査手続きを実施しております。

各担当において監視・監督を行いつつ、内部監査、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査も行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
重松 輝彦	公認会計士／税理士										○			
櫻澤 巧大	公認会計士									○				

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重松 輝彦	—	重松輝彦氏が代表を務める自由が丘税理士法人の Web サイトについてセキュリティ保守サービスを当社が提供しておりますが、取引条件は一般取引条件と同様であり、社内規程によるルールに則って契約しております。	公認会計士資格、税理士資格を有し、会計及びコーポレート・ガバナンスに関する高い見識及び豊富な経験を有しています。2015 年より当社の財務を監督してきたことから、事業への理解も深く社外監査役に適任と判断しております。
櫻澤 巧大	—	櫻澤巧大氏は、当社普通株式 800 株を保有しておりますが、それ以外に、当社との間には人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。	公認会計士資格を有し、会計及びコーポレート・ガバナンスに関する高い見識及び豊富な経験を有しています。上場企業の管理部門責任者の経験も有することから社外監査役に適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額については株主総会で決議されておりますが、個別報酬金額については取締役会で決議されております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、経営陣と社外監査役が相互に独立性と透明性を確保しつつ建設的な対話を重ねることで強固な信頼関係を構築しています。具体的には、月次の取締役会で重要経営課題と内部統制状況を共有している他、社外監査役の助言は取締役会議事録に付記し実効性を担保しております。 また、管理部が作成する各種書類、レポートを経営陣・監査役へ同時配信、代表取締役と社外監査役が随時個別面談を実施するなど、疑義事項の早期解消を図っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、稟議規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

なお、当社と重松輝彦氏が代表を務める自由が丘税理士法人との間には、同法人の Web サイトに関するセキュリティ保守サービス(年間 35 千円、旧基本プラン)を契約しておりますが、一般取引価格と同条件であり、それ以外に、当社との間において、人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外監査役櫻澤巧氏は、当社の普通株式 800 株(持株比率 0.3%)を保有しておりますが、それ以外に、当社との間において、人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

ハ. 会計監査

当社は、フェイス監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2025 年 3 月期において監査を執行した公認会計士は中川俊氏、枝川哲也氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 3 名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 内部監査

当社の内部監査は、下記のように各部門の部長が内部監査担当者として業務を監査しており、各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

対象となる部門	内部監査担当者
管理部	開発部部長
開発部	制作・運営部部長
制作・運営部	管理部部長

また、内部監査担当、監査役及び監査法人が相互に連携し、密接な情報共有を通じて、実効性のある三様監査を担保しております。

ホ. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由としましては、当社の会社規模及び事業内容に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能を効率的、効果的に発揮する観点から、上記のような体制が最適であると考えているからになります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、海外居住の株主を想定していないため、英文での招集通知の提供は考えておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適時開示資料の管理にあたっては、公表時刻前に部外者に漏れることのないよう「適時開示・提出マニュアル」を作成し、運用してまいります。 具体的には、以下の内容を定めております。 ・東京証券取引所への適時開示及び書類提出について、開示及び書類受領が確認される前に、自社ウェブサイト等の公開ディレクトリに保存してはならない。やむを得ず保存する場合はパスワード管理等のアクセス制限を行わなければならない。 ・上記はもとより、重要な会社情報を自社ウェブサイト等で公開する場合は、情報開示責任者の承認及び指示を受けることとする。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	現時点では、アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的に説明会を実施していないため、今後、検討してまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では、海外居住の株主を想定していないため、海外投資家向けの定期的説明会の開催は考えておりません。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR ページを開設し、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載してまいります。 詳細は当社ホームページ（ https://tane-creative.co.jp/ir/ ）をご覧ください。	
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役管理部長を責任者とし、管理部を担当部署として IR 活動を実施してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現時点では、ステークホルダーの立場の尊重に関する社内規程はございませんが、今後、策定を検討してまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	CSR 活動として、地元小中学校ホームページの寄贈活動、無料の IT 講座の開催などの活動を実施しておりますが、今後、更なる環境保全活動、CSR 活動の

	実施について検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現時点では、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針などについては策定しておりませんが、今後、策定を検討してまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めており、現状においても、当社の企業規模、業務内容に応じた、適切かつ有効な内部統制機能を有しているものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 反社会的勢力の排除に関する基本方針

当社の反社会的勢力の排除に関する基本方針は以下の通りです。

- (1) 反社会的勢力との一切の関係を遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組むものとする。
 - (2) 反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応するものとする。
 - (3) 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした態度で法的に対応するものとする。
 - (4) 反社会的勢力への資金提供や裏取引は、一切行わないものとする。
 - (5) 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保するものとする。
- 上記事項は反社会的勢力対応規程に明記しております。

ロ. 反社会的勢力の排除に関する社内体制、運用状況

従業員に対しては、オンライン講座を活用した反社会的勢力の排除にかかる全社研修を実施しております。今後は、少なくとも年1回以上の研修を実施する方針を有しております。

当社は、公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センターの賛助会員になっており、同センターが開催する研修に各オフィスの責任者が参加するなどの取り組みを行っております。

また、社内でのチェック体制として、新規で取引を開始する業者や新規採用者には、外部調査サービスのアラームボックス反社情報照会機能を用いて必ず反社チェックを行なっている他、新規で契約を締結する場合には、契約書に「反社条項」が入っているものを使用しております。

既存取引先に対しては、反社会的勢力チェックマニュアルに定める、主要仕入先及び販売先、役員等の定期チェック対象者は年に1回6月に、アラームボックスにて反社チェックを行っております。その他、規程制定以前から取引が継続している取引先についても、段階的に反社チェックを実施しております。

V. その他

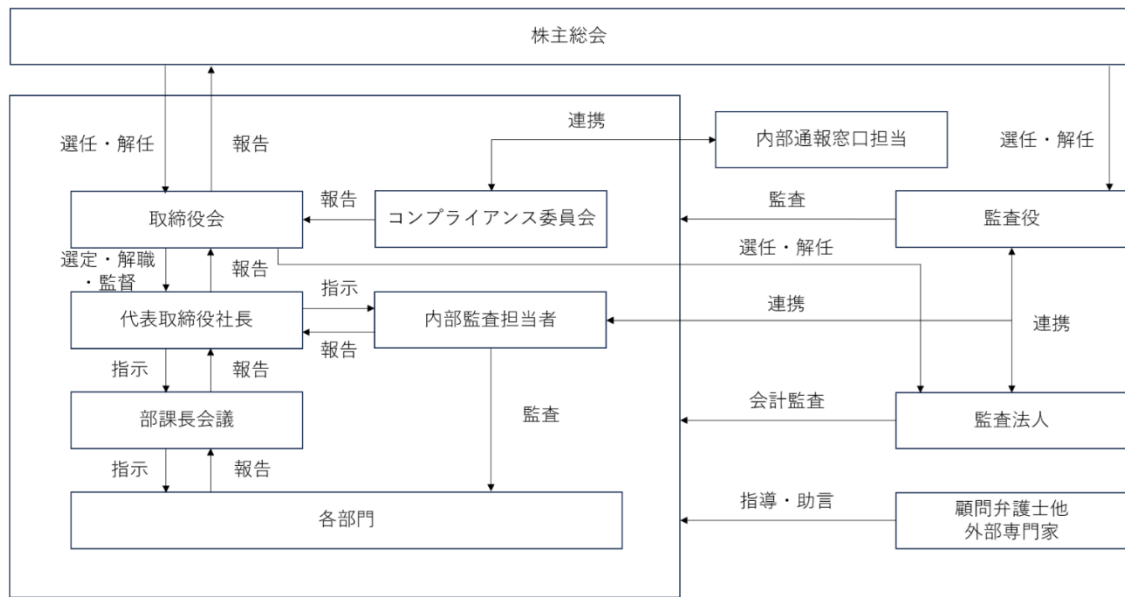
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

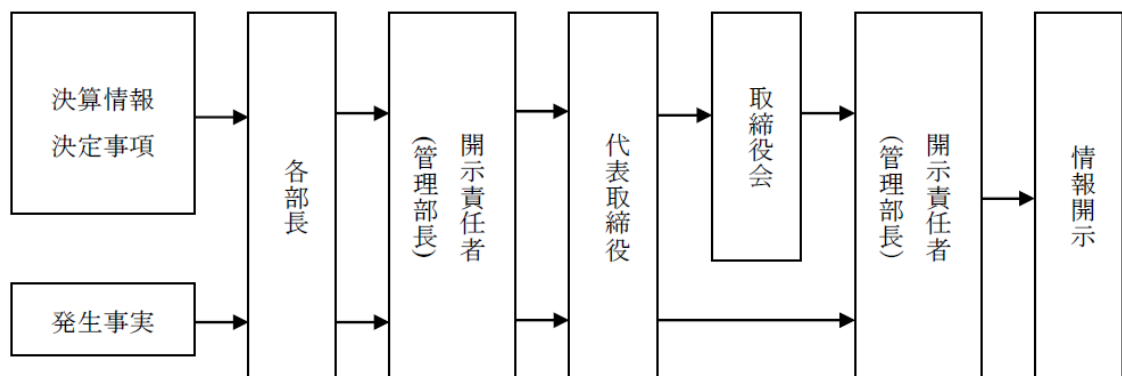
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における、コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次の通りとなります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上